

社会福祉法人 杜の会
介護老人保健施設 平和の杜

訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション

1. 利 用 約 款
2. 重要事項説明書

介護老人保健施設平和の杜 訪問リハビリテーション 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設平和の杜（以下「当施設」という。）は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービス（以下「訪問リハビリテーション」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用同意書を当施設に提出した時より、効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書Ⅰ、重要事項説明書Ⅱ及び個人情報利用目的の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し訪問リハビリテーションを利用できるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額12万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、

利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金その他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合は、本約款に基づく訪問リハビリテーションの利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払を催促したにもかかわらず7日間以内に支払わない場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設からの適切な訪問リハビリテーションの提供を超えると判断された場合
- ④利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、訪問することが困難な場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーションの対価として、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金の自己負担分を当施設に支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯し、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対し、領収書を交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者

又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び介護予防支援事業所等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

（緊急時の対応）

第9条 サービス提供中に利用者の体調が急変した場合は、利用者に対し、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、利用者及び身元引受人が指定するものに対し緊急連絡します。また主治医の指示を受けて必要な措置を行います。

（事故発生時の対応）

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、医療機関、又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業者、利用者又は身元引受人が指定する者及び行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者及び身元引受人は、当施設から提供する訪問リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができま

（賠償責任）

第12条 訪問リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

（利用約款に定めのない事項）

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書 I

当施設は介護保険の指定を受けています。
(介護保険指定番号 第0150480119号)

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の説明

- | | |
|------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 杜の会 |
| (2) 法人所在地 | 札幌市西区平和420番地 |
| (3) 電話番号 | 011-668-2020 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大 橋 俊 男 |
| (5) 設立年月日 | 平成28年8月2日 |
| (6) ホームページ | https://www.morinokai1001.jp/ |

2. 施設の概要

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 施設の種類 | 訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション |
|-----------|--------------------------------|

(2) 施設の目的

要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (3) 事業の名称 | 平和の杜訪問リハビリテーション |
| (4) 施設の所在地 | 札幌市西区平和420番地 |
| (5) 電話番号 | (011) 668-2020 |
| (6) 施設長(管理者)氏名 | 松 崎 登 (医師) |

(7) 当施設の運営方針

- 1 当施設では、訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持・向上を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。
- 2 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設として、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努めます。
- 3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て

実施するよう努めます。

- ① サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
- ② 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題を把握します。計画作成に当たっては、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、具体的な目標や具体的なサービスを記載します。訪問リハビリテーション計画を作成するに当たっては、居宅サービス計画にそって作成し、利用者、家族に説明したあとで、利用者の同意を得ます。また作成した計画は、利用者に交付します。
- ③ 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。
- ④ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
- ⑤ それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに、医師に報告します。

(8) 開設年月日 平成30年10月1日

(9) 通常の実施区域 札幌市全域

(10) 営業日及び営業時間

営業日 全曜日

営業時間 午前9時から午後6時まで

3. 職員の配置状況

(1) 職員配置

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1名	—	介護老人保健施設と兼務
理学療法士	同左	2名	1名	介護老人保健施設と兼務
作業療法士	同左	1名		介護老人保健施設と兼務
言語聴覚士	同左	2名	—	介護老人保健施設と兼務

(兼務)は入所との兼務。

4. サービス内容

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

- ① 機能訓練
- ② 生活行為動作訓練

- ③ 介護指導（利用者への介護に当たる者への指導）
- ④ 住宅改修相談等

5. サービスの利用に当たっての留意事項

指定訪問リハビリテーション事業者はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭・物品、飲食の授受
- (3) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他迷惑行為

6. 賠償責任について

- (1) 訪問リハビリテーションサービスを利用する中で、当施設の責任によって利用者が損害を被った場合には、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- (2) 利用者の責任によって、当施設が損害を被った場合には、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

7. 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8. 心身の状況の把握

訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

9. 居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

10. 衛生管理等

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束の禁止。サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。やむを得ず、身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに必要な事項についてサービス提供の記録等に記録します。

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

12. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 在宅・地域介護支援部 部長 藤原 かおり

○苦情受付窓口（担当者） リハビリテーション課主任 仙野 堅太

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

○苦情処理の流れ

苦情受付⇒ 改善策の連絡

○事業所で解決が出来ない場合については、法人本部又は法人で設置しています「第三者委員」で対応いたします。

< 杜の会 苦情受付窓口 >

社会福祉法人杜の会法人本部 苦情受付窓口

電話 011-668-2020

FAX 011-668-2525

< 法人第三者委員の氏名 >

氏 名	職 業
星野 次郎	評議員・司法書士
浅野 元廣	評議員・弁護士
芳形 実千代	幹事・他社会福祉法人理事

(2) 行政機関その他苦情受付機関

札幌市 各区役所 保健福祉課 時間：8時45分～17時15分（平日のみ）	中央区役所	(011) 231-2400
	北区役所	(011) 757-2400
	東区役所	(011) 741-2400
	白石区役所	(011) 861-2400
	厚別区役所	(011) 895-2400
	清田区役所	(011) 889-2400
	南区役所	(011) 582-2400
	西区役所	(011) 641-2400
	手稲区役所	(011) 681-2400
北海道国民健康保険団体連合会	豊平区役所	(011) 822-2400
所在地 札幌市中央区南2条西14丁目		

	電話番号（０１１）２３１－５１７５ 時間：９時００分～１７時００分（平日のみ）
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区北２条西７丁目１番 北海道立道民活動センター３階 電話番号（０１１）２０４－６３１０ 時間：９時００分～１７時００分（平日のみ）

１３．第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり	実施年月日 評価機関の名称 開示状況
	☐ なし	

重要事項説明書Ⅱ

利用者負担説明書

(介護予防) 訪問リハビリテーションの利用料について

事業所から提供を受ける訪問リハビリテーションサービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割、2割、3割の自己負担になります。よって、介護保険の適用を受けていない場合は全額の利用料のお支払いを申し受けます。

料金については以下の通りです。

1. 保険給付の自己負担額

(1) 訪問リハビリテーション

【1割負担分】

① 訪問リハビリテーション費	313円/回
② 退院時共同指導加算	610円/回
③ 訪問リハ計画診療未実施減算	▲51円/回
④ 短期集中リハビリテーション実施加算	
・退院日もしくは退所日又は認定日から3ヶ月以内	204円/日
⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	
・退院日もしくは退所日又は認定日から3ヶ月以内	204円/日
⑥ リハビリテーションマネジメント加算(イ)	183円/月
⑦ リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	217円/月
⑧ リハビリテーションマネジメント加算	275円/月
⑨ 口腔連携強化加算	51円/月
⑩ 移行支援加算	18円/日
⑪ 介護予防訪問リハビリテーション費	303円/回
利用開始の属する月から12か月経過した場合	▲5円/回
⑫ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	7円/回

【2割負担分】

① 訪問リハビリテーション費	625円/回
② 退院時共同指導加算	1,220円/回
③ 訪問リハ計画診療未実施減算	▲102円/回
④ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	
・退院日もしくは退所日又は認定日から3ヶ月以内	407円/日
⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	
・退院日もしくは退所日又は認定日から3ヶ月以内	407円/日
⑥ リハビリテーションマネジメント加算(イ)	366円/月
⑦ リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	434円/月
⑧ リハビリテーションマネジメント加算	549円/月
⑨ 口腔連携強化加算	102円/月
⑩ 移行支援加算	35円/日

⑪ 介護予防訪問リハビリテーション費	606円／回
利用開始の属する月から12か月経過した場合	▲10円／回
⑫ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	13円／回

【3割負担分】

① 訪問リハビリテーション費	937円／回
② 退院時共同指導加算	1,831円／回
③ 訪問リハ計画診療未実施減算	▲153円／回
④ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	
・退院日もしくは退所日又は認定日から3ヶ月以内	611円／日
⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	
・退院日もしくは退所日又は認定日から3ヶ月以内	611円／日
⑥ リハビリテーションマネジメント加算（A）イ	549円／月
⑦ リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ	650円／月
⑧ リハビリテーションマネジメント加算	824円／月
⑨ 口腔連携強化加算	153円／月
⑩ 移行支援加算	52円／日
⑪ 介護予防訪問リハビリテーション費	937円／回
利用開始の属する月から12か月経過した場合	▲15円／回
⑫ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	19円／回

2. 利用料

※1回の利用料金については『別紙1 利用料金表』をご参照ください。

3. 利用料利用料金のお支払い方法（利用約款第6条参照）

前記料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | | |
|----------------|--------------|
| ア. 口座引き落とし | |
| イ. 指定口座への振り込み | |
| フリガナ：フク) モリノカイ | |
| 口座名義：社会福祉法人杜の会 | |
| 理事長 大橋 俊男 | |
| 銀行名：北洋銀行栄町支店 | 普通預金 3899943 |
| 銀行名：北海道銀行西野支店 | 普通預金 0705537 |
| ウ. 窓口での現金支払 | |

平和の杜訪問リハビリテーション 利用料金表

2024年6月1日から

< 要介護認定の方 >

1割負担 2割負担 3割負担

訪問リハビリテーション費	1単位(20分)あたりにつき	313円	625円	937円
退院時共同指導加算	退院するにあたり退院前会議に参加し、退院時共同指導を行ったあとに訪問リハビリを実施した場合(退院時1回のみ)	610円	1,220円	1,831円
訪問リハ計画診療未実施減算	当事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合(1単位あたりにつき)	-51円	-102円	-153円
短期集中リハビリテーション実施加算	退院日又は認定日から3ヶ月以内(1日につき)	204円/日	407円/日	611円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	退院日又は認定日から3ヶ月以内(1日につき)	204円/日	407円/日	611円/日
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	関係者との連携や情報提供、定期的に会議を開催し、リハビリテーション計画書を作成に関与した理学療法士等が説明した場合(1ヶ月につき)	183円/月	366円/月	549円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	関係者との連携や情報提供、定期的に会議を開催し、リハビリテーション計画書を作成に関与した理学療法士等が説明した場合(1ヶ月につき)	217円/月	434円/月	650円/月
※リハビリテーションマネジメント加算	当事業所の医師が利用者に説明し、利用者の同意を得た場合	275円/月	549円/月	824円/月
口腔連携強化加算	歯科医と連携を取り、口腔の健康状態について定期的な評価を行った場合	51円	102円	153円
移行支援加算	評価対象期間において社会参加に資する取り組みの割合が一定以上の場合(1日につき)	18円	35円	52円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1単位(20分)あたりにつき	7円	13円	19円

< 要支援認定の方 >

訪問リハビリテーション費	1単位(20分)あたりにつき	303円	606円	909円
※訪問リハビリテーション費	利用開始に属する月から12か月以上経過した場合(1単位あたりにつき)	-5円	-10円	-15円
訪問リハ計画診療未実施減算	当事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合(1単位あたりにつき)	-51円	-102円	-153円
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院日又は認定日から3ヶ月以内(1日につき)	204円/日	407円/日	611円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	退院日又は認定日から3ヶ月以内(1日につき)	204円/日	407円/日	611円/日
口腔連携強化加算	歯科医と連携を取り、口腔の健康状態について定期的な評価を行った場合	51円	102円	153円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1単位(20分)あたりにつき	7円	13円	19円

個人情報の利用目的

介護老人保健施設平和の杜では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報（利用者及び身元引受人）について、利用目的を以下のとおり定めます。

1. 利用する目的

- (1) 利用者に提供する在宅サービス（ケアプラン作成を含む）
- (2) 介護保険事務 審査支払い機関へのレセプトの提出又は照会への回答
- (3) 在宅サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次に掲げるもの
 - ・ 会計・経理 ・ 事故等の報告
 - ・ 在宅介護サービスの向上 ・ その他、利用者に係わる管理運営業務
- (4) 他の在宅サービス事業所等への情報提供を伴うもの
 - ・ 利用者に在宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
 - ・ 当該入所・入院予定施設から利用者の情報提供を求められた場合
 - ・ 利用者のケアプラン作成または在宅介護サービス実施に当たり、地域の関係機関（医療機関・民生委員・警察等）に意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- (5) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- (6) その他
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ サービス提供中において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
 - ・ 施設内外において行われる事例研究等

2. 利用にあたって

- (1) 個人情報の提供は、目的の範囲内で必要最小限に留め、関係者以外には漏れることのないよう、細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した相手方、内容等の経過について記録しておきます。
- (3) 提供の同意を得た情報・資料を厳重に管理し、紛失・破損しないよう適正な保管に努めます。

介護老人保健施設 訪問リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設平和の杜(介護予防)訪問リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用約款、重要事項説明書Ⅰ、重要事項説明書Ⅱ及び個人情報利用目的を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

< 利用者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

< 代筆者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係 ()

< 身元引受人 >

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係 ()

社会福祉法人 杜の会

介護老人保健施設 平和の杜

理事長 大 槻 俊 男